

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

恵庭中学校 令和2年10月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達の中の SNS を通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、いじめとして認知し、解消に向けた対応が必要です。

いじめの対応について

- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の要件が満たされている必要があります。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3カ月を目安）。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。なお、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します（いじめの解消の判断は、学校いじめ防止委員会を活用し、スクールカウンセラーなどを含めて判断します）。
- ・被害と加害の関係が比較的短期間で入れ替わることがあることを踏まえて、対応する必要があります。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ防止委員会」を設置しています。

恵庭中学校 いじめ防止基本方針 の概要

本校のいじめ防止のための対策等は、次の事項を中心として行うこととする。
○いじめが全ての生徒に関係する問題であることを前提とし、全ての生徒が安心して学校に通い、諸活動に取り組むことができるよう、いじめ防止にあたる。
○全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめを増長させたり、認識しながら放置することがないようにする。存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることを目指す。

恵庭中学校 いじめ防止委員会 の役割や活動

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなど、いじめの未然防止に資する活動に取り組む。
○いじめが生まれにくい環境をつくるため、全教職員の理解の基、全ての生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図る。
○インターネットやメール等による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施すると共に、生徒、保護者、地域への啓発に努める。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ防止委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

令和2年度の恵庭中学校のいじめ防止委員会 担当は、教頭；川端です。☎0123-32-3249

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「恵庭中学校いじめ防止委員会」等の判断により、いじめを受けていた児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断等については、本人及び保護者と面談等で確認した上で、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

恵庭市教育委員会、北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

恵庭市教育委員会 相談窓口	電話番号	相談時間等
恵庭市スクールソーシャルワーカー相談電話 (恵庭市教育委員会教育支援課)	090-1649-5056 (直通)	祝日・年末年始を除く平日 8時45分～17時15分
北海道教育委員会 相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間 (無料)
(メー ル)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 / 13～17 時
(メー ル)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話 (電 話)	011-221-5297	祝日・年末年始を除く平日 8時45分～17時30分



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター